

参 考 資 料

(調査)

【総務省調査】

- 令和4年度地方公務員のメンタルヘルス対策に係るアンケート調査結果.....101
- 令和3年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果の概要104
- 令和3年度地方公務員の過労死等に係る公務災害認定事案に関する調査研究（概要） ...116

【（一財）地方公務員安全衛生推進協会調査】

- 令和3年度地方公務員健康状況等の現況の概要118

令和4年度地方公務員のメンタルヘルス対策に係るアンケート調査 — 調査概要 —

団 体 数：全地方公共団体（1,788）

（都道府県（47）、指定都市（20）、市区（795）、町村（926））

対 象：首長部局

調査時点：令和4年4月1日

調査項目：Ⅰ メンタルヘルス対策に関する計画等の策定状況等

- ・計画等策定担当部署の職員数
- ・計画等の策定の有無
- ・計画等の種類
- ・計画等の改定の有無
- ・計画等の定期的な見直しの有無
- ・計画等の策定等の際に参考としたもの
- ・計画等と関連性・連動性のある計画等の有無
- ・計画等に関する職員向けの説明会・研修の実施の有無
- ・計画等の公表状況

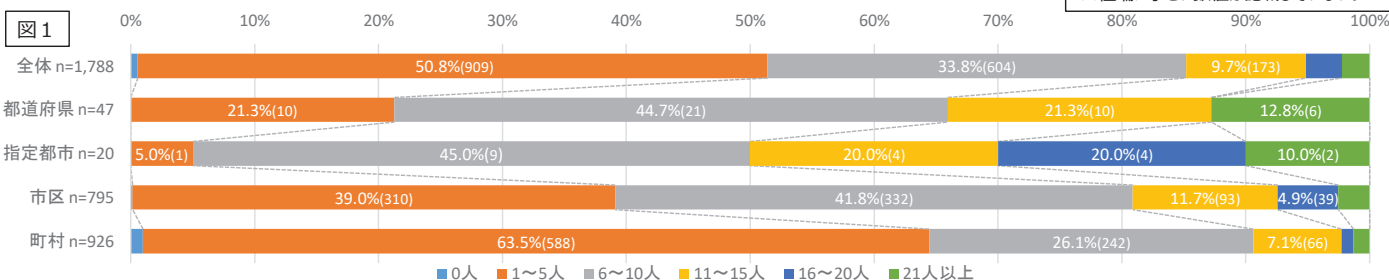
Ⅱ 計画等の策定にあたって工夫・考慮した点等

- ・公務の特性等を踏まえ工夫・考慮した点
- ・計画等の策定にあたり課題となった点
- ・フォローアップ実施状況

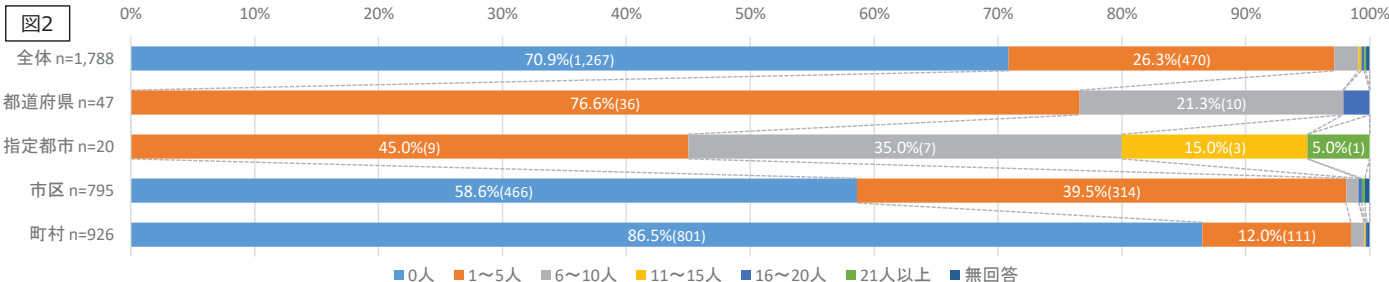
※本調査において対象とする「メンタルヘルス対策に関する計画等（以下、本調査概要において「計画等」という。）」は、「予防及び早期発見・対応、メンタルヘルス不調者の療養中、メンタルヘルス不調者の職場復帰・再発防止の各ステージに応じて、関係機関それぞれの役割と連携を明示」するなど、全庁的・計画的に継続して「関係者でメンタルヘルス対策についての認識を共有し取り組むため」に策定したメンタルヘルス対策に関する計画や基本的対応方針を指すものとし、名称は問わず、例えば「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（平成18年厚生労働省策定、平成27年改正）に基づく「心の健康づくり計画」も含むこととしている。

Ⅰ メンタルヘルスに関する計画等の策定状況等

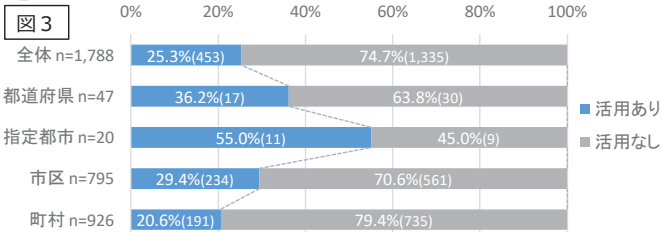
【計画等策定担当部署における人員体制の状況（課室長以下）】



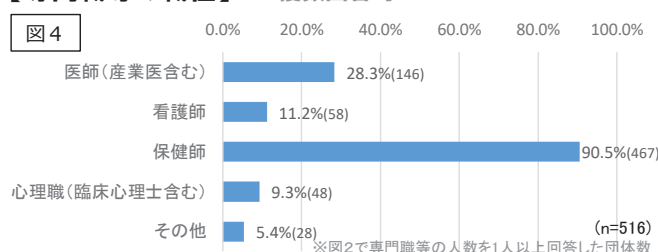
【計画等策定担当部署における専門職等の人員体制の状況（課室長以下）】



【外部資源の活用の有無】

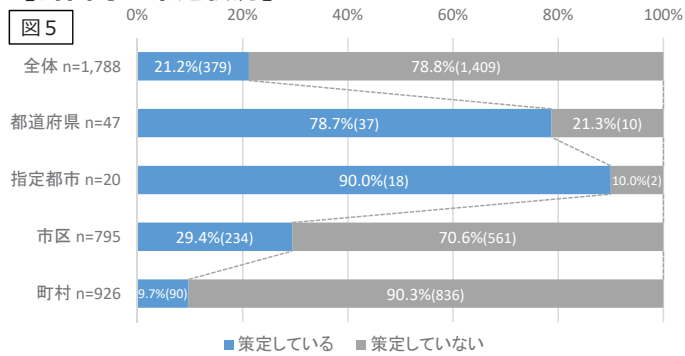


【専門職等の職種】 ※複数回答可



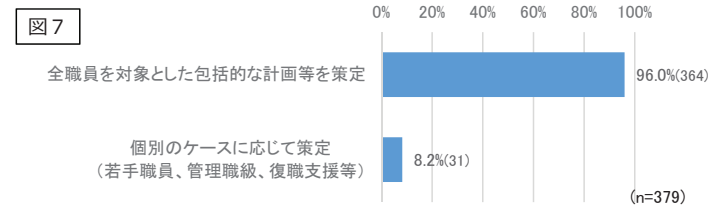
【計画等の策定状況】

図 5



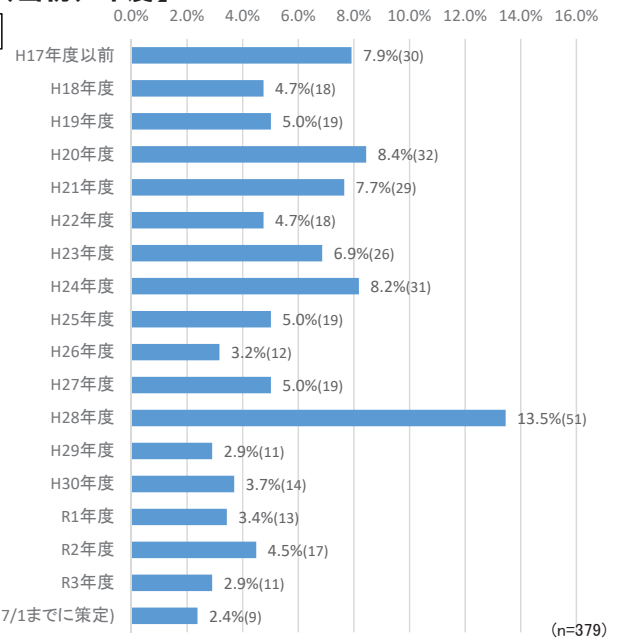
【計画等の種類】 ※複数回答可

図 7



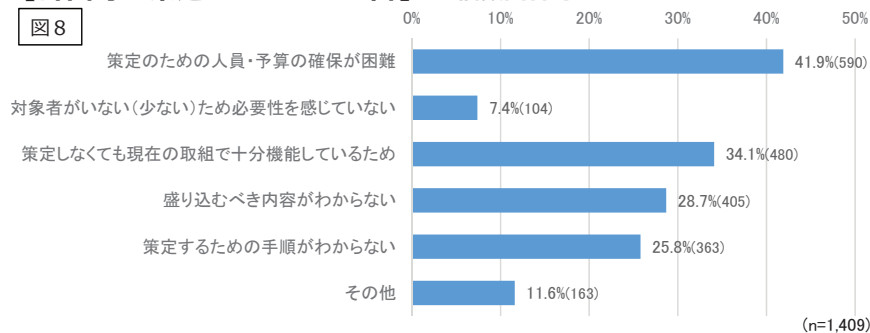
【策定（当初）年度】

図 6



【計画等を策定していない理由】 ※複数回答可

図 8

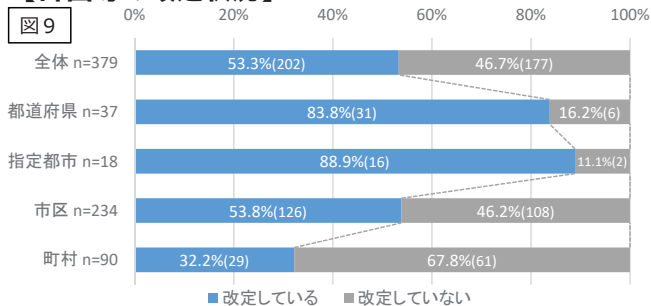


○「その他」の主な内容（自由記載）

- ・策定に向け検討中または今後検討予定
- ・他団体（国、県など）の計画等を参考にしている
- ・医学的知識など高い専門性があるため難しい
- ・安全衛生委員会において方針や実施計画等を策定し対応
- ・役職、休務者の状況などに応じた個別のマニュアルを策定しているため、全体的な方針等は策定していない

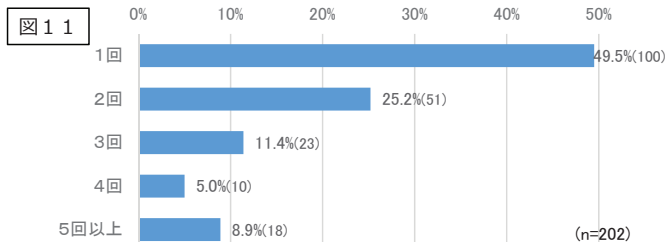
【計画等の改定状況】

図 9



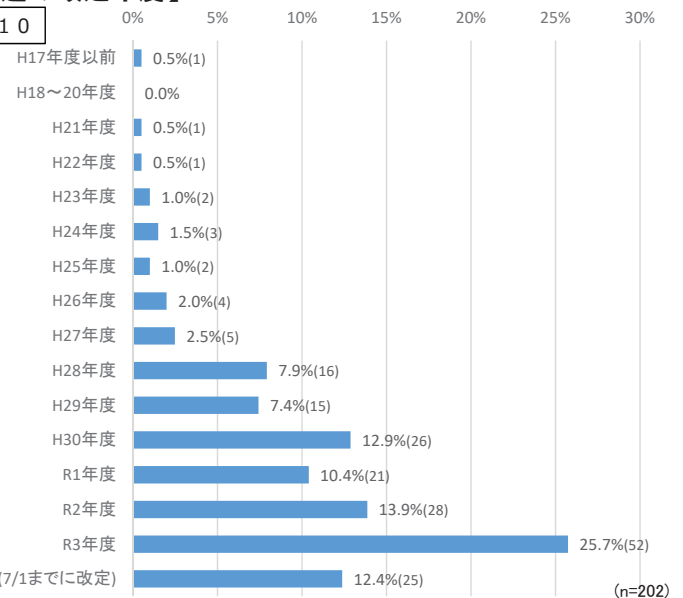
【改定した回数】

図 1 1



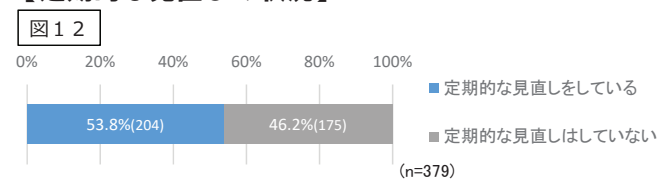
【直近の改定年度】

図 1 0



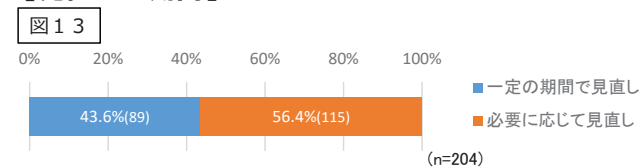
【定期的な見直しの状況】

図 1 2



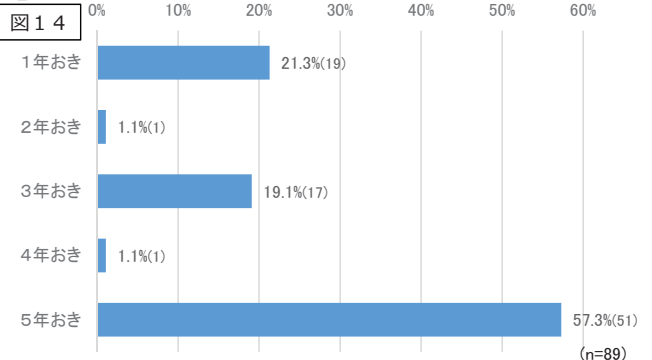
【見直しの期間】

図 1 3



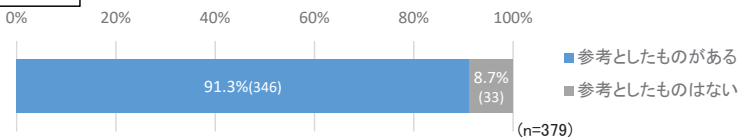
【具体的な見直し期間】

図 1 4



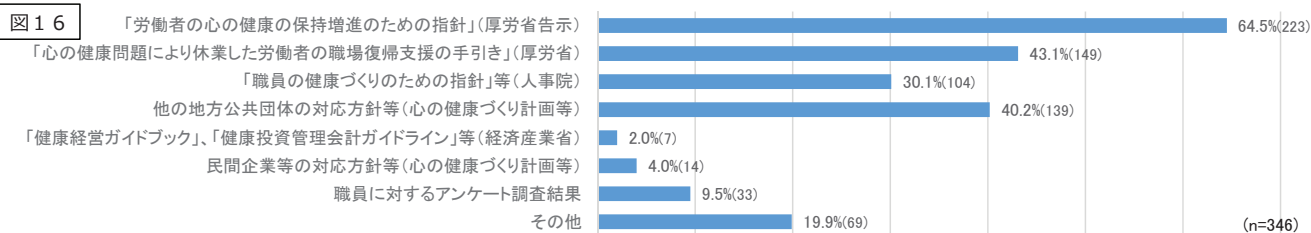
【策定、または直近の改定の際に参考としたもの】

図 1 5



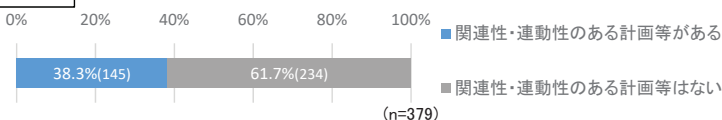
【参考としたもの】 ※複数回答可

図 1 6



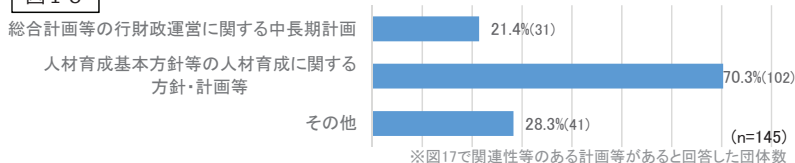
【メンタルヘルス対策に関する計画等と関連性・連動性のある計画等の有無】

図 1 7



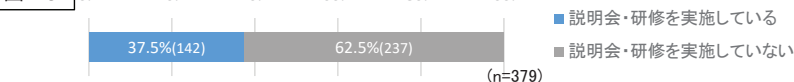
○ 関連性・連動性のある計画等の内容 ※複数回答可

図 1 8



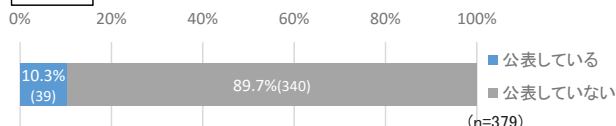
【計画等に関する職員向けの説明会・研修の実施】

図 1 9



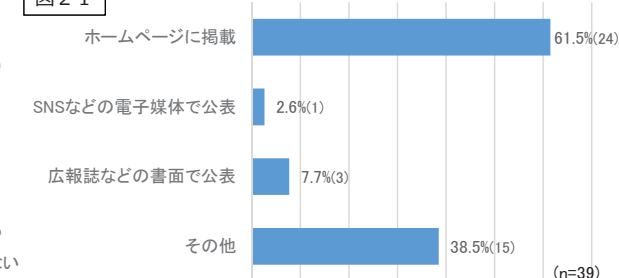
【計画等の対外的な公表】

図 2 0



○ 公表の方法 ※複数回答可

図 2 1



Ⅱ 計画等の策定にあたって工夫・考慮した点等

【工夫・考慮した点】

図 2 2

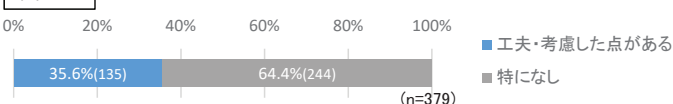
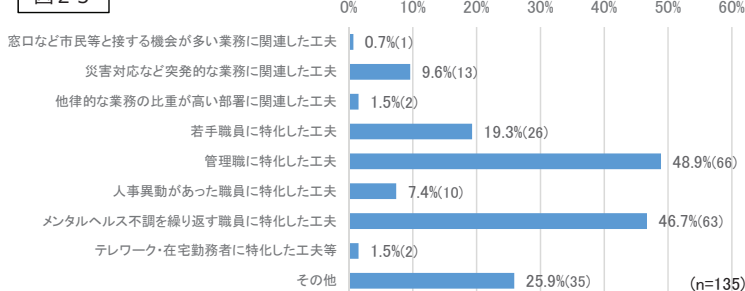


図 2 3

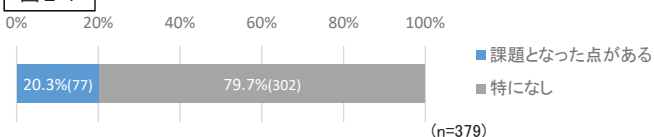


○ 工夫・考慮した点の主な内容（自由記載）

- ・メンタルヘルスや健康管理の専門職を含むメンタルヘルス対策ワーキンググループを設置し、様々な立場からの意見を踏まえて検討
- ・広くメンタルヘルス対策の基本的な推進項目を浸透させるために、業務内容や職員の特性にとらわれない横断的な内容とした
- ・主治医、本人、所属長に分けて、それぞれが行うべきことをステップ毎に記載
- ・行政経営革新プログラムの取組と連携
- ・環境変化の大きい職員（新規採用職員、被災地派遣等）に特化
- ・安全・快適で働きやすい職場環境形成のため、職場ドックを推進
- ・メンタルヘルス研修受講の必須化（セルフケア研修、ラインケア研修）
- ・ワークライフバランスの観点を踏まえた取組の推進

【策定にあたって課題となった点】

図 2 4

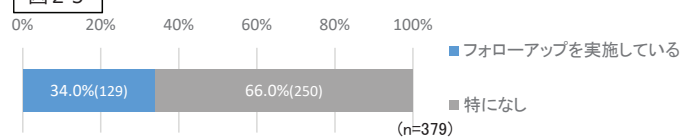


○ 課題となった点の主な内容（自由記載）

- ・若手職員のメンタル不調の増加
- ・休職者（特に精神疾患による）の再発防止
- ・復職支援プログラムの中止や復職可能の判断を主治医・産業医・所属・人事部門で協議する上で参考となる、評価や判断する基準がない
- ・職場にメンタルヘルス不調を「相談」するハードルが高い
- ・適切な目標数値の設定（現状維持か、理想の数値を目標とするのか等）

【フォローアップの実施】

図 2 5



○ フォローアップの主な内容（自由記載）

- ・定期的な見直し、検討の実施
- ・目標数値、効果指標を設け、達成状況を振り返る
- ・方針等の中間見直し、改定の際の指標に対する改善状況の確認
- ・安全衛生委員会等で報告・協議
- ・中間アンケート調査の実施により、計画の浸透度や計画の見直しについて確認

地方公務員における働き方改革に係る状況

～令和3年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果の概要～

○ 地方公務員の勤務時間・休暇等の勤務条件や競争試験の令和3年度(一部、令和4年4月1日現在)の状況について調査

- 【対象団体】 都道府県(47団体)、指定都市(20団体)及び
その他の市区町村(1721団体。以下「市区町村」という。)
※安全衛生に関する事項については、一部事務組合等を含む。
- 【対象職員】 一般職に属する地方公務員(会計年度任用職員を除く)
※安全衛生に関する事項については、
特別職に属する地方公務員及び臨時・非常勤職員を含む。
- 【主な調査項目】 ・競争試験等に関する事項
・勤務時間及び休暇等に関する事項
・安全衛生に関する事項

<<目次>>

1. 競争試験の状況

(1)競争試験全体の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ P1

(2)中途採用の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ P1

2. 勤務時間・休暇等

(1)時間外勤務の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ P2

(2)柔軟な勤務時間制度の導入状況・・・・・・・・ P4

(3)年次有給休暇・育児休業等の取得状況・・・・・・・・ P5

①年次有給休暇の取得状況・・・・・・・・ P5

②育児休業等の取得状況・・・・・・・・ P6

3. メンタルヘルス対策の取組状況・・・・・・・・ P9

4. 長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況・・・・ P10

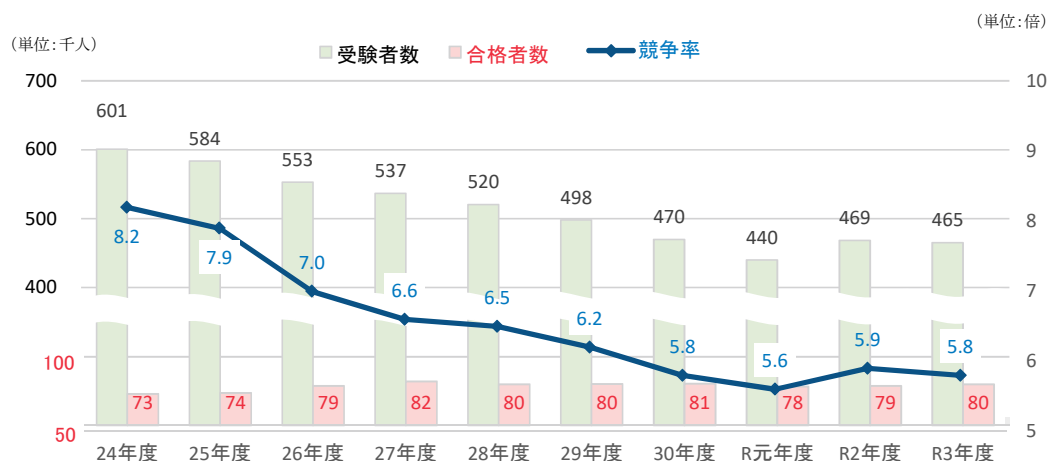
5. メンタルヘルス不調による休務者の状況・・・・・・・・ P11

1. 競争試験の状況

(1) 競争試験全体の状況

- 受験者数は、465,028人で前年度比で3,502人減少。
- 競争率は、5.8倍で前年度比0.1ポイント減少。
- 受験者数・競争率については、中途採用試験の実施の影響等により下げ止まりの傾向が見られるものの、長らく減少傾向が続いており、低水準に留まっている。

○ 過去10年間の競争試験における受験者数、合格者数及び競争率の推移



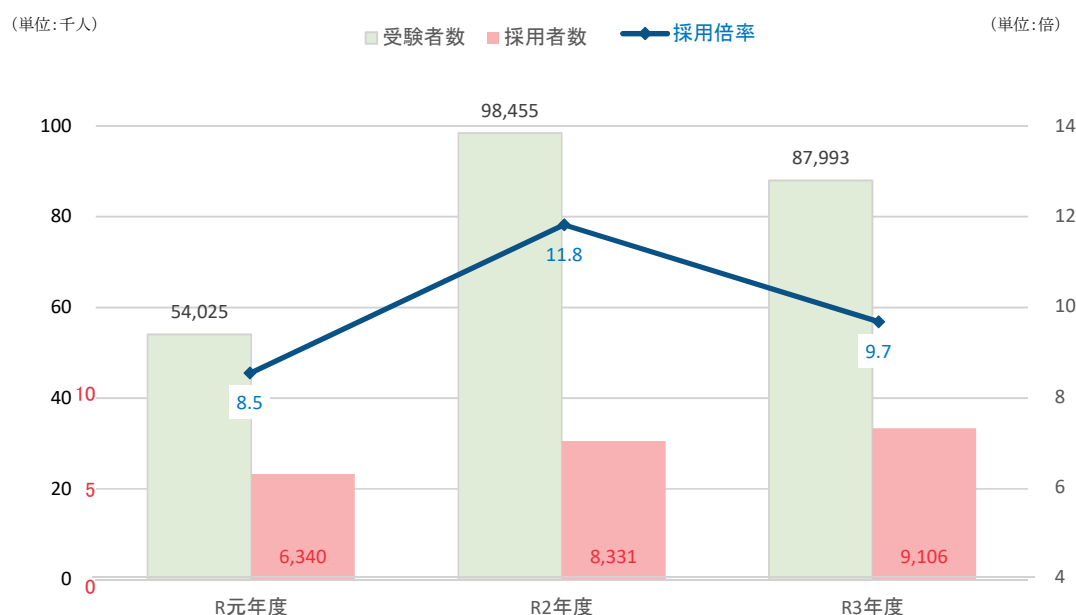
(注) グラフ上の「受験者数」及び「合格者数」について、(単位:千人)で表示している。

(注) 本表における「競争率」は、受験者数/合格者数により算出している。

(2) 中途採用の状況

- 受験者数は、87,993人で前年度比で10,462人減少。
- 採用者数は、9,106人(前年度比775人増加)で採用倍率は9.7倍(前年度比2.1ポイント減少)となっている。
- 受験者の増減はあるものの、実施団体の増加による影響もあり、採用者は年々増加している。

○ 過去3年間の中途採用試験における受験者数、合格者数及び採用倍率の推移



(注) 本表は、各年度に実施された中途採用試験(主に新卒者を対象に行う採用試験以外の試験)の実施状況について記載している以外の試験)の実施状況について記載している。

(注) 本表における「採用倍率」は、受験者数/採用者数により算出している。

2. 勤務時間・休暇等

(1) 時間外勤務の状況

- 職員1人当たりの時間外勤務時間は、全団体に年間148.2時間となっており、前年度比で15.4時間増加している。
- 時間外勤務の時間数が月45時間超の職員の割合は全体で5.6%（前年度比+0.8%）、うち、月100時間以上の職員の割合も全体で0.5%（前年度比+0.1%）となっており、いずれの団体区分においても前年度に比べて増加している。
- 時間外勤務は、都道府県、指定都市、市区町村の順に多く、特に他律部署で多くなっており、都道府県の他律部署では、月45時間超の時間外勤務をした職員の割合が17.6%（うち100時間以上の割合が2.0%）となっている。

ア) 時間外勤務の時間数の状況(全体、過年度との比較)

(単位:時間)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		R2→R3 増減 (時間(月))	R2→R3 増減 (時間(年))
	時間(月)	時間(年)	時間(月)	時間(年)	時間(月)	時間(年)		
全体	11.9	142.3	11.1	132.8	12.4	148.2	1.3	15.4
都道府県	13.1	157.0	13.3	160.0	14.5	173.6	1.2	13.6
指定都市	12.5	149.7	11.8	141.8	13.1	157.5	1.3	15.7
市区町村	11.2	134.5	9.9	119.3	11.3	135.4	1.4	16.1

イ) 時間外勤務の時間数の状況(令和3年度)

(単位:時間)

	全職場合計		条例等の例規による上限規制に基づく職場				労働基準法第36条に規定する協定による上限規制に基づく職場	
			自律部署		他律部署			
	時間(月)	時間(年)	時間(月)	時間(年)	時間(月)	時間(年)	時間(月)	時間(年)
全体	12.4	148.2	11.7	140.0	20.0	239.9	10.8	129.2
都道府県	14.5	173.6	13.3	159.9	24.6	294.9	12.8	154.2
指定都市	13.1	157.5	12.7	152.1	19.7	237.0	10.9	130.9
市区町村	11.3	135.4	11.0	132.0	17.9	215.1	9.4	112.2

※調査対象は、警察部門、消防部門及び教育委員会以外の部門に属する職員のうち、管理監督職員(管理職手当を支給される職及びこれに準じる職として条例で定める職に任用されている職員)を除いた職員である。

※「条例等の例規による上限規制に基づく職場(自律部署・他律部署)」と「労働基準法第36条に規定する協定による上限規制に基づく職場」の部署別に分類して集計。

※「時間(年)」は、対象団体における時間外勤務の年間総時間数を、「平均職員数(対象団体の各月の職員数を足し上げた数を12で除したもの)」で除したもの(小数点第2位を四捨五入)。

ウ) 時間外勤務の時間数が月45時間を超える職員の状況(全体、昨年度との比較)

(単位:人)

	令和2年度				令和3年度				R2→R3 増減		
	調査対象 延べ人数 (年間)	45時間超	45時間超 100時間 未満	100時間 以上	調査対象 延べ人数 (年間)	45時間超	45時間超 100時間 未満	100時間 以上	45時間超	45時間超 100時間 未満	100時間 以上
全体	13,023,236 (100.0%)	624,859 (4.8%)	575,036 (4.4%)	49,823 (0.4%)	12,663,252 (100.0%)	713,591 (5.6%)	645,461 (5.1%)	68,130 (0.5%)	88,732 0.8	70,425 0.7	18,307 0.1
都道府県	3,272,933 (100.0%)	209,727 (6.4%)	190,717 (5.8%)	19,010 (0.6%)	3,175,453 (100.0%)	233,897 (7.4%)	209,842 (6.6%)	24,055 (0.8%)	24,170 1.0	19,125 0.8	5,045 0.2
指定都市	1,911,380 (100.0%)	97,735 (5.1%)	90,690 (4.7%)	7,045 (0.4%)	1,858,848 (100.0%)	110,338 (5.9%)	100,784 (5.4%)	9,554 (0.5%)	12,603 0.8	10,094 0.7	2,509 0.1
市区町村	7,838,923 (100.0%)	317,397 (4.0%)	293,629 (3.7%)	23,768 (0.3%)	7,628,951 (100.0%)	369,356 (4.8%)	334,835 (4.4%)	34,521 (0.5%)	51,959 0.8	41,206 0.7	10,753 0.2

エ) 時間外勤務の時間数が月45時間を超える職員の状況(職場ごとの状況)

(単位:人)

	令和3年度(条例職場・自律部署)				令和3年度(条例職場・他律部署)				令和3年度(36協定職場)			
	調査対象 延べ人数 (年間)	45時間超	45時間超 100時間 未満	100時間 以上	調査対象 延べ人数 (年間)	45時間超	45時間超 100時間 未満	100時間 以上	調査対象 延べ人数 (年間)	45時間超	45時間超 100時間 未満	100時間 以上
全体	6,982,859 (100.0%)	344,907 (4.9%)	315,075 (4.5%)	29,832 (0.4%)	1,497,232 (100.0%)	199,677 (13.3%)	180,076 (12.0%)	19,601 (1.3%)	4,183,161 (100.0%)	169,007 (4.0%)	150,310 (3.6%)	18,697 (0.4%)
都道府県	1,452,934 (100.0%)	87,895 (6.0%)	80,485 (5.5%)	7,410 (0.5%)	379,518 (100.0%)	66,780 (17.6%)	59,221 (15.6%)	7,559 (2.0%)	1,343,001 (100.0%)	79,222 (5.9%)	70,136 (5.2%)	9,086 (0.7%)
指定都市	758,386 (100.0%)	42,428 (5.6%)	38,568 (5.1%)	3,860 (0.5%)	314,128 (100.0%)	40,203 (12.8%)	37,207 (11.8%)	2,996 (1.0%)	786,334 (100.0%)	27,707 (3.5%)	25,009 (3.2%)	2,698 (0.3%)
市区町村	4,771,539 (100.0%)	214,584 (4.5%)	196,022 (4.1%)	18,562 (0.4%)	803,586 (100.0%)	92,694 (11.5%)	83,648 (10.4%)	9,046 (1.1%)	2,053,826 (100.0%)	62,078 (3.0%)	55,165 (2.7%)	6,913 (0.3%)

※「調査対象延べ人数(年間)」は、各月の職員数を12ヶ月分合算したものである。

※「45時間超」、「45時間超100時間未満」及び「100時間以上」欄の上段は、それぞれの区分に該当する職員数である。

※「45時間超」、「45時間超100時間未満」及び「100時間以上」欄の下段は、「調査対象延べ人数(年間)」に占めるそれぞれの区分に該当する職員の割合である。

(2) 柔軟な勤務時間制度の導入状況

- 育児・介護のための早出・遅出制度の導入は、全体で69.8%と高水準。
その他の目的の早出・遅出制度は、特に市区町村で低水準となっている傾向にある。
- フレックスタイム制度は、近年増加傾向ではあるが、全体で5.1%と低水準にある。
- 定年の引上げに際し活用が期待される高齢者部分休業制度について、
制度を導入している地方公共団体は、260（14.5%）と一部にとどまっている。

○ 早出遅出・フレックスタイム制度及び部分休業制度の導入状況（令和4年4月1日現在）

（単位：団体）

	全体 (1,788)	都道府県 (47)	指定都市 (20)	市区町村 (1,721)
業務上の早出・遅出	810 (45.3%)	34 (72.3%)	17 (85.0%)	759 (44.1%)
通勤混雑緩和のための 時差通勤	296 (16.6%)	39 (83.0%)	12 (60.0%)	245 (14.2%)
疲労蓄積防止のための 早出・遅出	156 (8.7%)	24 (51.1%)	10 (50.0%)	122 (7.1%)
修学等のための 早出・遅出	107 (6.0%)	24 (51.1%)	7 (35.0%)	76 (4.4%)
障害の特性等に応じた 早出・遅出	157 (8.8%)	29 (61.7%)	10 (50.0%)	118 (6.9%)
育児・介護のための 早出・遅出	1,248 (69.8%)	45 (95.7%)	17 (85.0%)	1,186 (68.9%)
フレックスタイム制度	92 (5.1%)	15 (31.9%)	2 (10.0%)	75 (4.4%)
自己啓発休業制度	758 (42.4%)	43 (91.5%)	19 (95.0%)	696 (40.4%)
配偶者同行休業制度	534 (29.9%)	46 (97.9%)	20 (100.0%)	468 (27.2%)
修学部分休業制度	388 (21.7%)	34 (72.3%)	8 (40.0%)	346 (20.1%)
高齢者部分休業制度	260 (14.5%)	24 (51.1%)	6 (30.0%)	230 (13.4%)

※国家公務員における同様の制度に準じた措置を実施している団体について、計上している。

修学部分休業及び高齢者部分休業は、地方公務員独自の制度。

※（ ）内の数字は団体区分中の割合を示す。

(3) 年次有給休暇・育児休業等の取得状況

① 年次有給休暇の取得状況

- 平均取得日数は12.3日/年で、前年度から0.6日増加している。国家公務員(15.5日/年)よりも少ない水準。取得が年5日未満の職員の割合は13.6%となっている。
- 団体区分別にみると、平均取得日数は指定都市が最も多く、次いで都道府県、市区町村の順となっており、市区町村では規模が小さいほど取得日数が少ない傾向にある。
- 取得日数が年5日に満たない職員の割合も、指定都市が最も低く、次いで都道府県、市区町村の順となっており、市区町村では規模が小さいほど割合が高い傾向にある。

ア) 年次有給休暇の平均取得日数及び取得日数が5日に満たない職員の割合

【令和3年1月1日～令和3年12月31日※】

〔参考〕 平均取得日数（日）

区 分	平均取得日数 (日)	取得日数が年5日に 満たない職員の割合 (%)
都道府県	13.0 (11.8)	12.6%
指定都市	14.2 (14.0)	5.8%
市区町村	11.5 (11.1)	15.8%
301名以上 (523団体)	12.0 (11.6)	13.9%
101名以上 300名以下 (701団体)	10.4 (10.0)	20.0%
100名以下 (497団体)	10.1 (9.5)	21.4%
全 体	12.3 (11.7)	13.6%

国	15.5	(14.8)
民間	10.3	(10.1)

出典：「令和4年国家公務員給与等実態調査」（人事院）

「令和4年就労条件総合調査」（厚生労働省）

※年度単位で年次有給休暇を付与している団体については、「令和3年4月1日～令和4年3月31日」

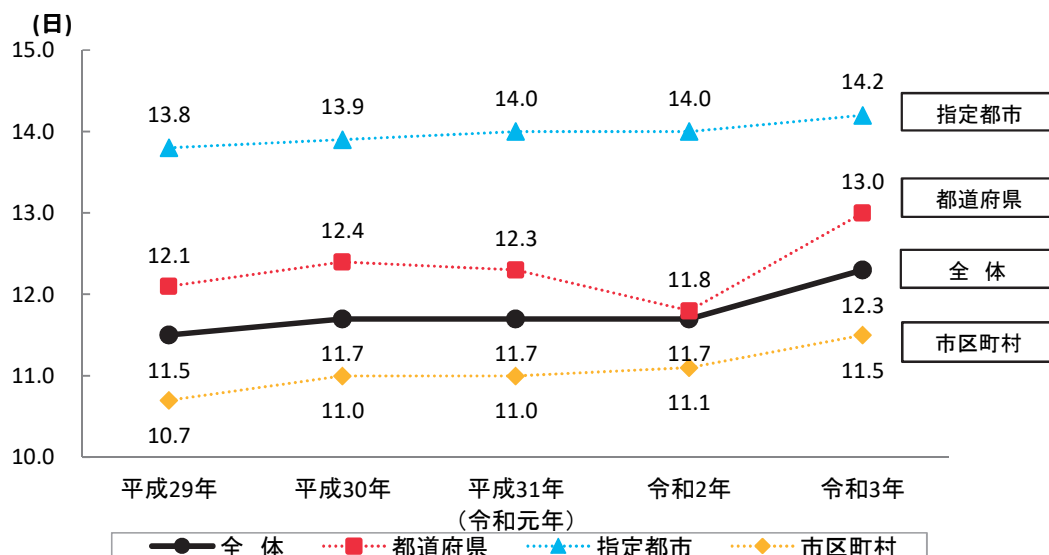
（注）調査対象は、首長部局に勤務する非現業の一般職に属する職員のうち、調査対象の全期間在職した者。

（注）（ ）は、令和2年の平均取得日数。（民間の数値は、令和2年（又は令和元会計年度））

（注）「取得日数が年5日に満たない職員の割合」の取得日数の算出方法は、対象期間において使用した年次有給休暇のうち、日を単位として取得した年次有給休暇の合計であり、時間単位で取得した年次有給休暇を含まない。

（注）市区町村の内訳区分は、調査対象人数で区分している。

イ) 年次有給休暇の平均取得日数の推移(平成29年～令和3年)



②育児休業等の取得状況

- 女性職員の取得率は100.6%で、取得期間も1年超が7割超、うち2年超が約3割となっている。

※参考：男性の育児休業取得率（最新公表値）
 国家公務員 34.0%（令和3年度）
 民間企業 13.97%（令和3年度調査）

- 一方、男性職員の取得率は19.5%で、近年増加傾向にあり、対前年比でも増加（+6.3%）しているものの、国家公務員の取得率（R3:34.0%）と比べ低水準となっている。
 また、取得期間も1月以下が5割以上となっている。

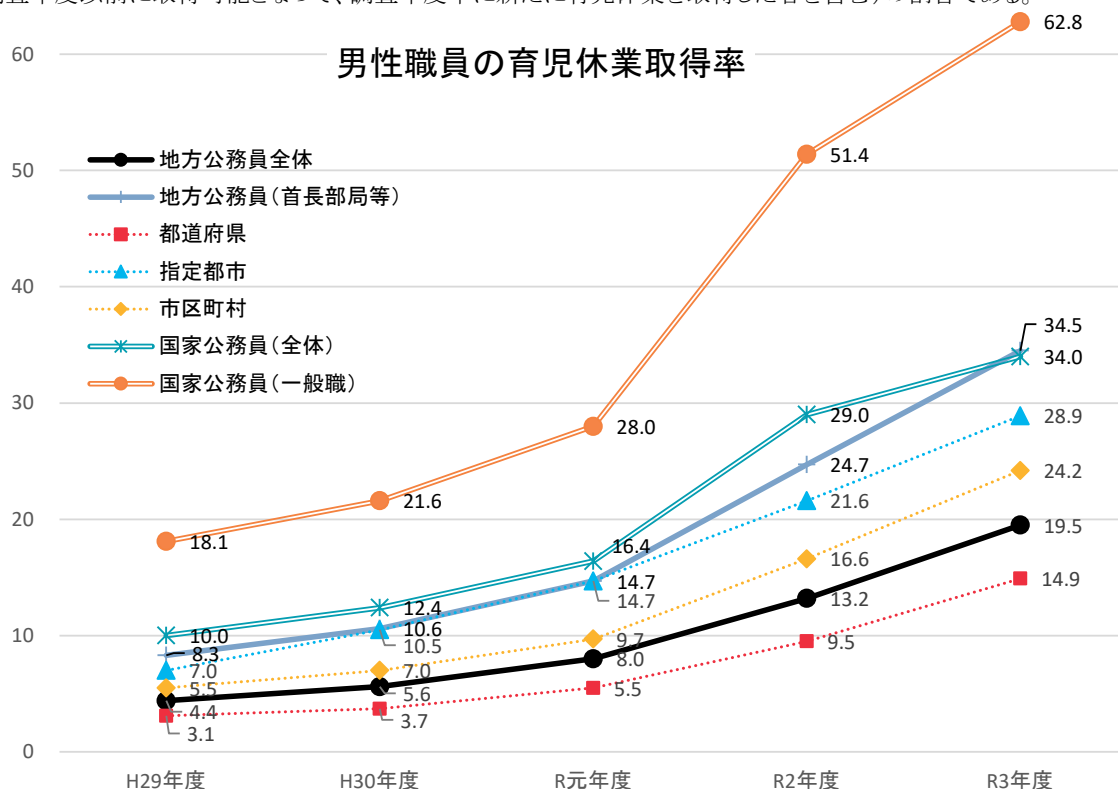
※「第5次男女共同参画基本計画」において、2025年までに30%という数値目標

- 団体区分別・部門別にみると、団体間・部門間の格差が大きく、団体区分別では都道府県（14.9%）で、部門別では消防（8.4%）・警察（9.7%）で特に低水準となっている。
- 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇については、両休暇を合わせて5日以上取得した職員の割合が41.3%と増加（対前年比+4.3%）しているものの、国家公務員の取得率（R3:86.4%）と比べ低水準である。

ア) 男性職員の育児休業取得率（令和3年度） ※括弧内は令和2年度

	全合計	首長部局等	警察部門	消防部門	教育委員会	(参考) 女性職員 全合計
都道府県	14.9% (9.5%)	40.7% (28.9%)	9.7% (4.9%)	7.3% (3.4%)	10.6% (6.5%)	101.7% (99.7%)
指定都市	28.9% (21.6%)	47.8% (37.1%)	—	15.4% (8.7%)	16.1% (11.6%)	100.0% (100.7%)
市区町村	24.2% (16.6%)	29.0% (20.1%)	—	5.5% (2.4%)	25.3% (19.2%)	99.4% (99.4%)
合 計	19.5% (13.2%)	34.5% (24.7%)	9.7% (4.9%)	8.4% (4.2%)	12.4% (8.1%)	100.6% (99.7%)

※取得率は、調査年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数に対する調査年度中の新規取得者数（調査年度以前に取得可能となって、調査年度中に新たに育児休業を取得した者を含む）の割合である。



イ) 男性職員の育児休業取得率(全合計、都道府県・指定都市)の上位団体

都道府県		団体名	育児休業取得率	前年度取得率
	1	鳥取県	44.3%	29.1%
	2	秋田県	42.3%	11.5%
	3	高知県	34.5%	22.9%
	4	山形県	30.5%	13.8%
	5	宮崎県	29.7%	19.9%
	6	福井県	26.5%	13.9%
	7	福島県	26.0%	12.2%

指定都市		団体名	育児休業取得率	前年度取得率
	1	千葉市	83.2%	92.2%
	2	北九州市	39.5%	24.6%
	3	仙台市	36.1%	24.1%
	4	福岡市	34.7%	33.5%
	5	新潟市	33.5%	23.3%
	6	岡山市	32.4%	19.1%
	7	さいたま市	32.2%	24.8%

ウ) 男性職員の育児休業取得率(警察部門(都道府県)・消防部門(都・指定都市))の上位団体

【警察部門(都道府県)】

都道府県		団体名	育児休業取得率	前年度取得率
	1	鳥取県	85.1%	53.3%
	2	宮崎県	47.1%	29.1%
	3	秋田県	46.0%	7.1%

【消防部門(都・指定都市)】

指定都市		団体名	育児休業取得率	前年度取得率
	1	千葉市	114.8%	142.5%
	2	北九州市	51.1%	18.5%
	3	岡山市	35.2%	6.8%

エ) 男性職員の育児休業取得率(教育委員会部門、都道府県・指定都市)の上位団体

【教育委員会部門(都道府県)】

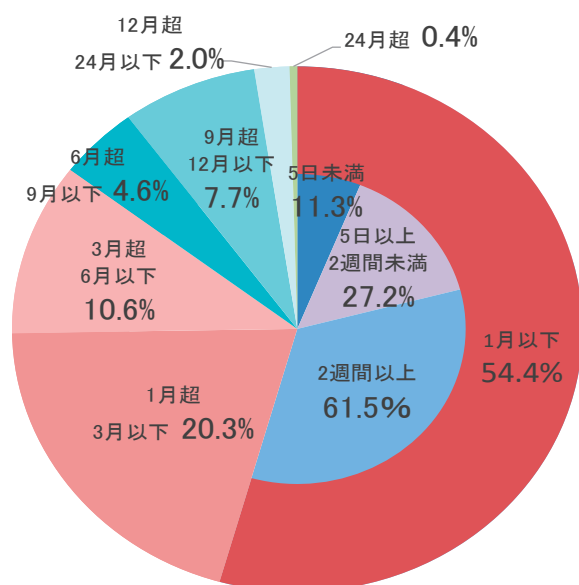
都道府県		団体名	育児休業取得率	前年度取得率
	1	京都府	25.4%	10.0%
	2	沖縄県	20.6%	12.4%
	3	奈良県	19.6%	9.0%

【教育委員会部門(指定都市)】

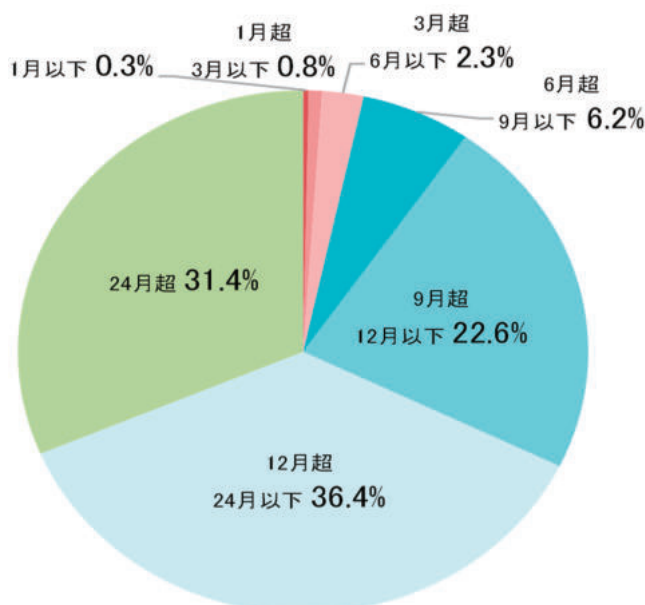
指定都市		団体名	育児休業取得率	前年度取得率
	1	千葉市	75.9%	86.5%
	2	静岡市	21.0%	15.8%
	3	広島市	18.6%	5.3%

オ) 育児休業期間の状況(令和3年度)

【男性職員】



【女性職員】



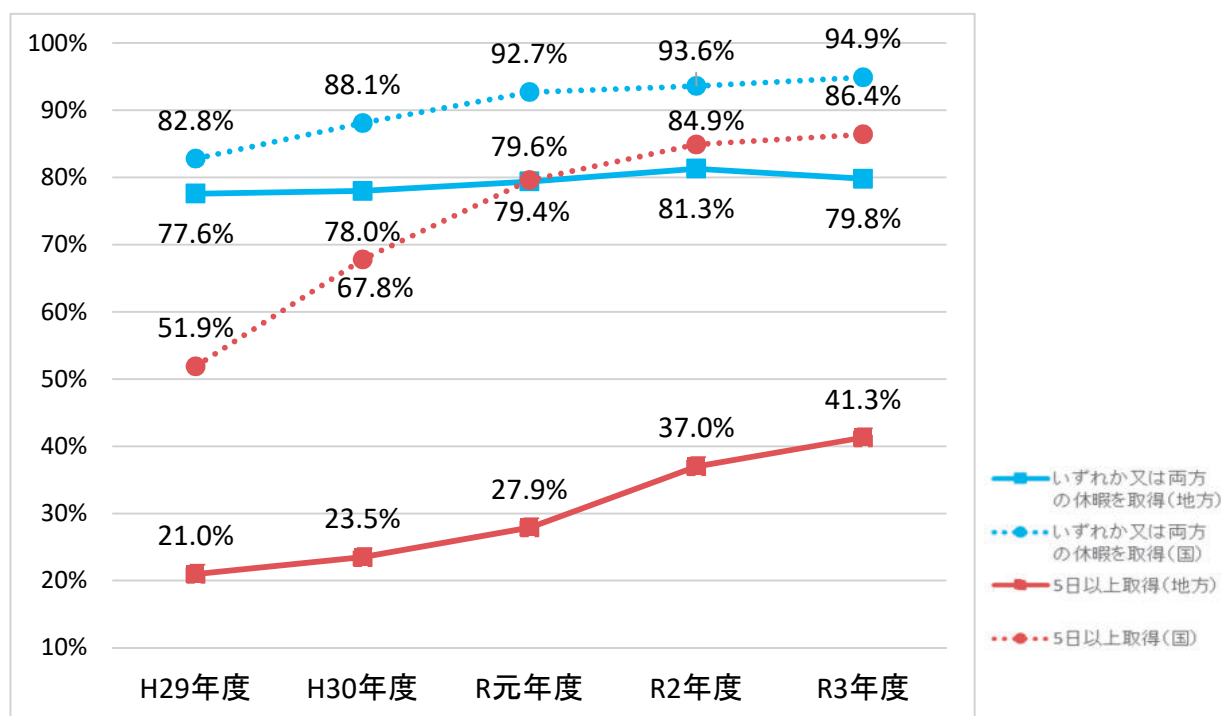
※男性職員の「5日未満」、「5日以上2週間未満」及び「2週間以上」に示す割合は、「1月以下」に占める割合である。

力)配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得状況(令和3年度)

(単位:人)

令和3年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数	配偶者出産休暇を取得した職員数	育児参加のための休暇を取得した職員数	いずれか又は両方の休暇を取得した職員数	両休暇を合わせて5日以上取得した職員数
67,362 (100.0%)	50,085 (74.4%)	38,869 (57.7%)	53,766 (79.8%)	27,836 (41.3%)

※「令和3年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数」には、いずれか又は両方の休暇制度を設けていない団体における「令和3年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数」を含む。



キ)両休暇を5日以上取得した職員の割合(全合計、都道府県・指定都市)の上位団体

都道府県	団体名	5日以上取得率	前年度取得率
1	京都府	71.9%	58.0%
2	大分県	64.2%	56.0%
3	佐賀県	62.1%	60.9%
4	福岡県	56.3%	48.3%
5	広島県	56.2%	57.1%
6	三重県	56.1%	37.2%
7	茨城県	56.0%	45.9%

指定都市	団体名	5日以上取得率	前年度取得率
1	新潟市	72.2%	70.4%
2	千葉市	70.9%	44.4%
3	岡山市	64.8%	48.5%
4	横浜市	53.4%	47.9%
5	川崎市	53.4%	50.8%
6	仙台市	53.0%	44.6%
7	札幌市	52.9%	47.7%

3. メンタルヘルス対策の取組状況

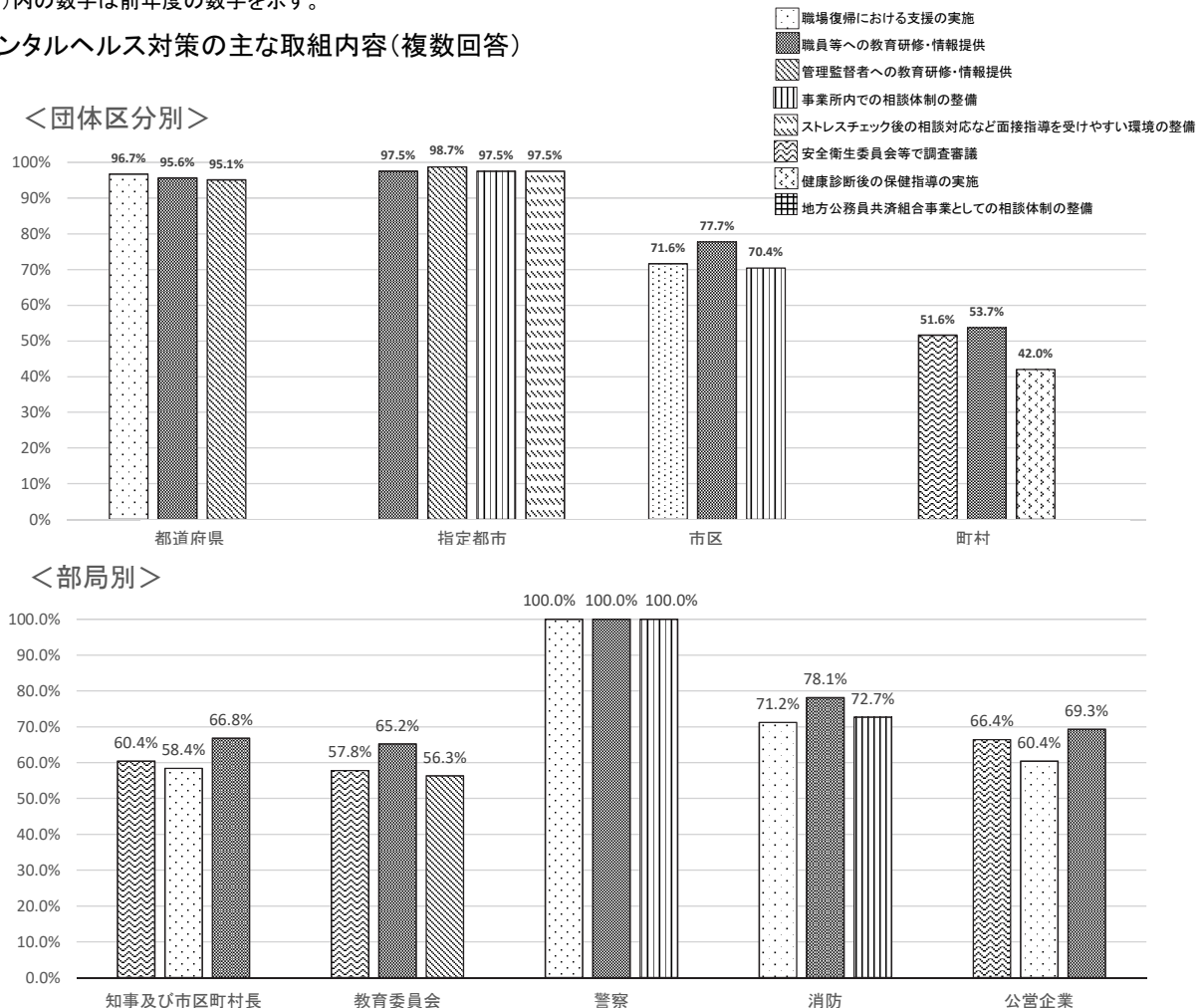
- メンタルヘルス対策については、都道府県及び指定都市にあっては全部局で、市区及び町村にあってはほぼ全部局で何らかの取組が実施されている。
- 団体区分別、部局別のいずれでも、主な取組としては、「職員等への教育研修・情報提供」が多い。
- 「問題点を解決するための計画の策定と実施」、「実務を行う担当者の選任」、「事業所内の産業保健スタッフへの教育研修・情報提供」及び「ストレスチェック後の相談対応など面接指導を受けやすい環境の整備」といった取組は、都道府県・指定都市と市区・町村で取り組んでいる割合に差がある。

ア) メンタルヘルス対策の取組状況(令和3年度)

	合計	都道府県	指定都市	市区	町村	(参考) 一部事務組合等
取り組んでいる 部局数の割合	97.8% (96.4%)	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	99.5% (99.5%)	95.5% (92.7%)	69.5% (66.4%)

(注) () 内の数字は前年度の数字を示す。

イ) メンタルヘルス対策の主な取組内容(複数回答)



(注1) 団体区分別、部局別(一部事務組合等を除く)ともに、実施されている割合の高い上位3つ(同率含む)の取組を基にグラフを作成している。

(注2) メンタルヘルス対策の主な取組内容における割合は、メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数に占める割合である。
(ウ)についても同じ。

ウ) 団体区分により取組状況に差がある主な取組内容(全部局合計ベース)

団体区分	問題点を解決するための 計画の策定と実施	実務を行う担当者の選任	事業所内の産業保健スタッフ への教育研修・情報提供	ストレスチェック後の相談対応など 面接指導を受けやすい環境の整備
都道府県	63.2% (60.4%)	84.6% (81.3%)	74.2% (73.6%)	89.6% (85.7%)
指定都市	65.8% (60.8%)	86.1% (86.1%)	79.7% (75.9%)	97.5% (93.7%)
市 区	20.6% (18.2%)	41.7% (38.8%)	30.8% (28.4%)	66.9% (58.9%)
町 村	6.8% (7.0%)	18.1% (14.6%)	11.7% (10.9%)	37.8% (30.6%)
合 計	16.7% (15.6%)	33.5% (30.6%)	24.7% (23.3%)	55.4% (48.2%)

(参考)

一部事務組合等	8.7% (8.7%)	26.3% (25.9%)	6.9% (6.3%)	31.5% (26.1%)
---------	-------------	---------------	-------------	---------------

(注) () 内の数字は前年度の数字を示している。

4. 長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況

- 面接指導の強化に係る例規・指針等の整備状況については、令和4年4月1日時点で整備済みの団体と令和4年度中に整備予定の団体の合計の割合は84.6%となっている(昨年度調査 83.6%)。
 - 団体区分別にみると、都道府県にあっては概ね整備済みとなっているが、市区及び町村については、未整備の部局を有する地方公共団体が一定数あり、特に町村では、令和4年度中の整備予定を加えても、整備済みの割合は78.3%となっている。
 - 医師による面接指導の実施状況については、要件に該当した職員に対して、全団体を通じて概ね3割程度実施されている。
- (参考) 医師による面接指導の実施率のうち、知事・市区町村長部局については49.7%であった。(令和2年度勤務条件等に関する調査の附帯調査(調査対象団体: 都道府県、指定都市、市区町村 調査対象期間: 令和3年4月から6月) 結果においては46.1%であった。)
- 医師による面接指導の対象となる要件に該当した職員で、面接指導が行われなかった職員の主な理由のうち、「面接指導を受けることを勧奨したが、職員の理解が得られなかった」が17.6%、「職員が業務多忙で面接時間を確保できなかった」が14.1%となっている。
- (参考) 「職員が業務多忙で面接時間を確保できなかった」職員の割合のうち、知事・市区町村長部局については、18.2%であった。(令和2年度勤務条件等に関する調査の附帯調査(調査対象団体: 都道府県、指定都市、市区町村 調査対象期間: 令和3年4月から6月) 結果においては28.2%であった。)

ア) 面接指導の強化に係る例規・指針等の団体区分別(部局ごと)整備状況の割合(令和4年4月1日現在)

団 体 区 分	令和4年4月1日時点で 整備済み	令和4年度中に 整備予定(①)	整備時期 未定(②)	参考1	
				令和4年4月1日時点で 未整備(①+②)の 団体数及び割合(※)	
都 道 府 県	99.5%	0.0%	0.5%	1団体	(2.1%)
指 定 都 市	92.4%	1.3%	6.3%	5団体	(25.0%)
市 区	75.8%	13.1%	11.1%	233団体	(29.3%)
町 村	54.7%	23.6%	21.7%	451団体	(48.7%)
合 計	67.4%	17.2%	15.4%	690団体	(38.6%)

(参考2)

一部事務組合等	25.7%	12.3%	62.0%	979団体	(75.7%)
---------	-------	-------	-------	-------	---------

(注1) 端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。(イ)及びウ)についても同じ。)

(注2) 同一部局内で整備ができていない部門がある場合には、整備していない部局として計上している。

(注3) 「参考1」については、例規・指針等を未整備である部局を有する地方公共団体数を計上しており、(※)割合については、団体区分ごとにおける団体数の合計(都道府県: 47、指定都市: 20、市区: 795、町村: 926、合計: 1,788、一部事務組合等: 1,293)に占める割合である。

イ) 医師による面接指導の実施状況(令和3年度)

団 体 区 分	医師による面接指導の対象となる 要件に該当した職員	うち実際に医師による 面接指導が行われた職員	うち医師による面接指導が 行われなかった職員(a)
都 道 府 県	132,518人	42,408人 (32.0%)	90,110人 (68.0%)
指 定 都 市	59,753人	12,001人 (20.1%)	47,752人 (79.9%)
市 区	94,637人	32,564人 (34.4%)	62,073人 (65.6%)
町 村	5,513人	1,344人 (24.4%)	4,169人 (75.6%)
合 計	292,421人	88,317人 (30.2%)	204,104人 (69.8%)

(参考)

一部事務組合等	1,871人	366人 (19.6%)	1,505人 (80.4%)
---------	--------	--------------	----------------

(注1) 職員数は令和3年度の延べ人数である。(ウ)についても同じ。)

(注2) ()内の%については、「医師による面接指導の対象となる要件に該当した職員」に占める割合である。

ウ)「イ」うち医師による面接指導が行われなかった職員(a)」のうちその主な理由(令和3年度)

団 体 区 分	面接指導を受ける 必要がないと 医師が判断した(※1)	職員に対し、 面接指導を受ける ことを勧奨したが、 職員の理解が得られなかった	職員が業務多忙で 面接時間を 確保できなかった
都 道 府 県	18,104人 (20.1%)	15,101人 (16.8%)	5,989人 (6.6%)
指 定 都 市	14,408人 (30.2%)	3,105人 (6.5%)	7,649人 (16.0%)
市 区	9,290人 (15.0%)	15,931人 (25.7%)	13,941人 (22.5%)
町 村	105人 (2.5%)	1,767人 (42.4%)	1,170人 (28.1%)
合 計	41,907人 (20.5%)	35,904人 (17.6%)	28,749人 (14.1%)

(参考)

一部事務組合等	140人 (9.3%)	966人 (64.2%)	97人 (6.4%)
---------	-------------	--------------	------------

(注1) (※1)労働安全衛生規則第52条の2第1項の規定により、時間外勤務時間算定の期日前1か月以内に面接指導を受けた職員などについて、面接指導を受ける必要がないとして医師が判断した場合は、面接指導を行わないことが認められている。

(注2) ()内はイ) (a)に占める割合を示している。

5. メンタルヘルス不調による休務者の状況

- 令和3年度の地方公務員のメンタルヘルス不調による休務者は、38,467人であり、在籍職員数に占める割合は、指定都市が1.5%と最も高く、次いで都道府県及び市区が1.2%、町村が1.0%となっている。
- 休務者の性別について、地方公務員全体の男女別の比率(参考値)とを比較すると、女性は地方公務員全体の男女別の比率よりも休務者の性別の比率の方が高い。

メンタルヘルス不調による休務者の状況(令和3年度)

団 体 区 分	休務者数 (a)	参考	
		うち男性の割合	うち女性の割合
都 道 府 県	11,980人	56.3%	43.7%
指 定 都 市	6,395人	50.1%	49.9%
市 区	17,578人	50.7%	49.3%
町 村	2,514人	55.9%	44.1%
合 計	38,467人	52.7%	47.3%

参考	
在籍職員数 (※1) (b)	在籍職員数 に占める 休務者の割合 (a/b)
1,012,642人	1.2%
426,165人	1.5%
1,437,291人	1.2%
240,597人	1.0%
3,116,695人	1.2%

(参考)

一部事務組合等	930人	53.1%	46.9%
---------	------	-------	-------

119,839人	0.8%
----------	------

(参考) 地方公務員の男女別の比率(※2)

合 計	59.9%	40.1%
-----	-------	-------

(注1) 令和3年度中にメンタルヘルス不調により引き続いて1か月以上の期間、病気休暇取得又は休職した職員を休務者として計上している。

(注2) 一部の団体においては、年度ではなく暦年(令和3年1月～令和3年12月まで)の休務者数を計上している。

(注3) 令和2年度から引き続いて休務した者及び令和3年度中に退職した者も含んでいる。

(注4) (※1)の在籍職員数については、ストレスチェックの実施状況等で調査した在籍職員数(表21)を引用している。

(注5) (※2)の比率については、参考値として、平成30年度の地方公務員給与実態調査の男女別職員数を基に算出している。

1. 内容

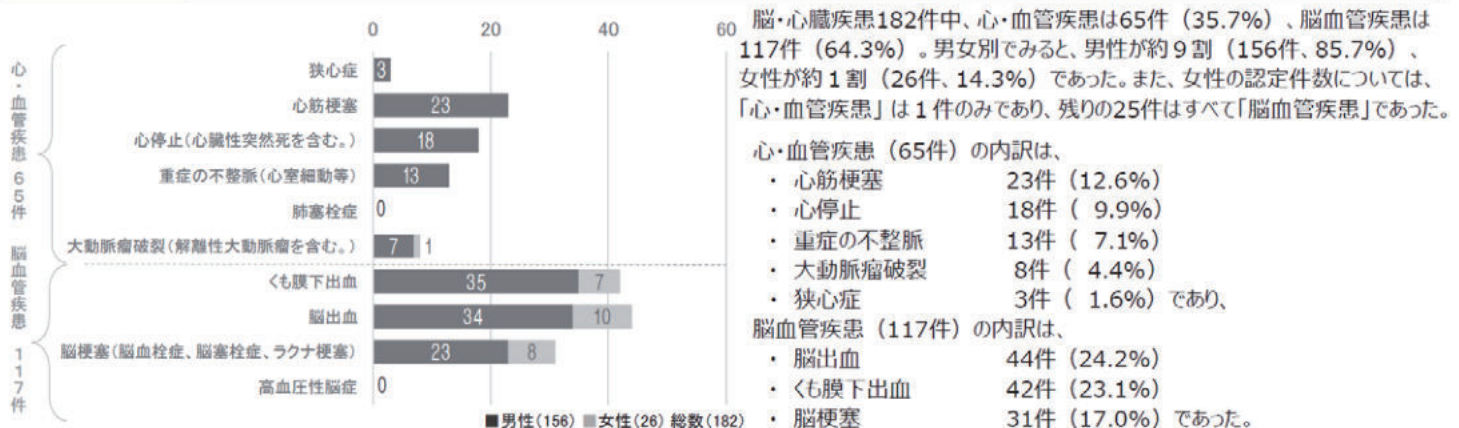
地方公務員災害補償基金が平成22年1月から令和2年3月までの期間に、公務上の災害と認定した事案（468件※）について、認定理由書や裁決書等を基に事案の収集・データベース構築・集計（クロス集計）・分析を実施し、地方公務員の過労死等の実態を把握。 ※ 脳・心臓疾患182件、精神疾患286件

2. 成果

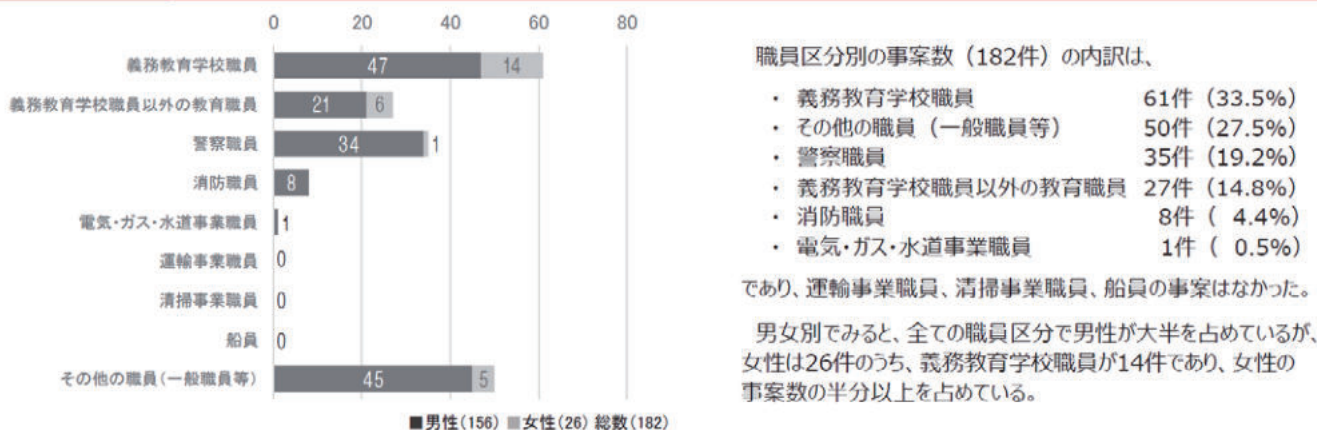
- ① 被災者の個人属性、被災傷病名、職員区分、職務における負荷要因などの“データベースを構築”
- ② 認定事案を「脳・心臓疾患」「精神疾患・自殺」に区分し、“基本集計、クロス集計を中心とした分析を実施”
- ③ 認定時の疾患名（決定時疾患名）をカテゴリ別に分類したことにより、“基礎情報を整理”

3. 主な分析結果

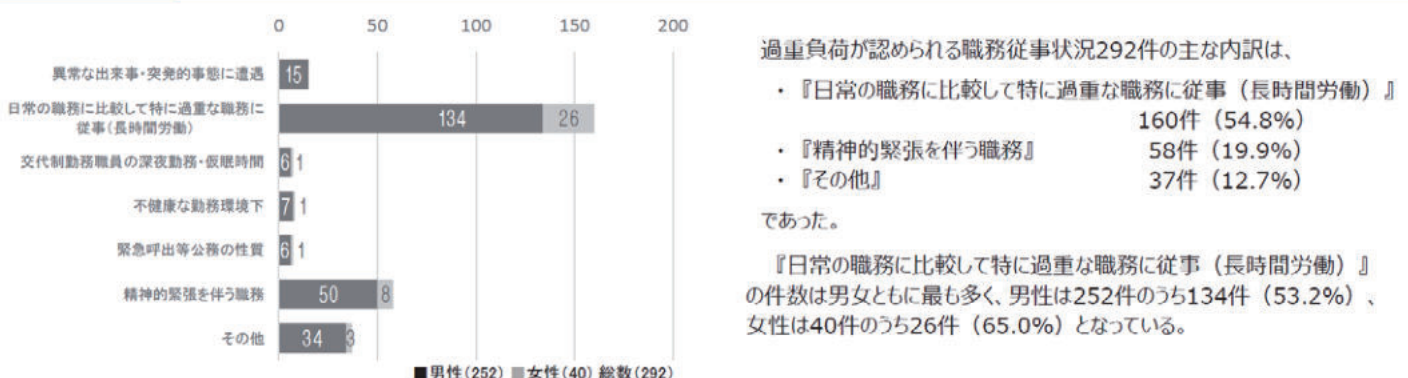
脳・心臓疾患 図1-1 決定時疾患名の分布



脳・心臓疾患 図1-2 職員区分別の事案数

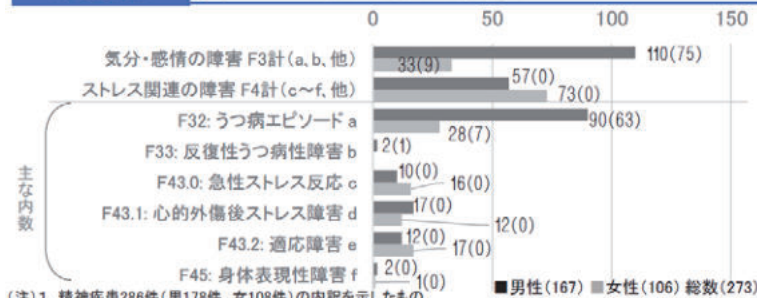


脳・心臓疾患 図1-3 過重負荷が認められる職務従事状況



（注）脳・心臓疾患は182件（男156件、女26件）であるが、1つの事案に複数の職務従事状況が含まれる場合はそれぞれを1件としてカウントしているため、総数（292件）とは一致しない。

図2-1 決定時疾患名の分布



- (注) 1. 精神疾患286件(男178件、女108件)の内訳を示したもの。
 2. ()は、うち自殺事案の数。
 3. a~fは、国際疾病分類(ICD)コードに基づき、障害別に区分できた事案を集計。
 4. F3(a, b)に区分できなかった事案23件、F4(c~f)に区分できなかった事案43件(計66件)については、それぞれF3計、F4計に含めている。
 5. いずれにも分類できなかった事案13件については、上記グラフに含めていない。

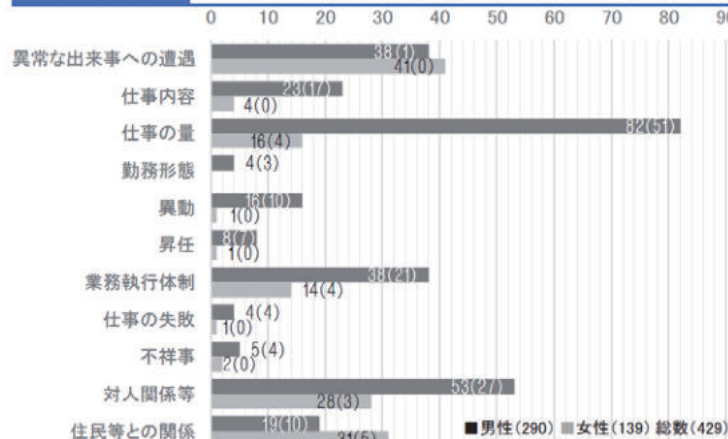
精神疾患286件中、気分・感情の障害(F3)は143件(50.0%)、ストレス関連の障害(F4)は130件(45.5%)、分類できなかった事案は13件(4.5%)。男女別でみると、男性は気分・感情の障害(F3)が多く110件、女性はストレス関連の障害(F4)が多く73件となっている。

細分化した疾患名のうち、うつ病エピソード(注) 118件、心的外傷後ストレス障害29件、適応障害29件、急性ストレス反応26件となっている。(注) うつ病エピソードとは、抑うつ(気分の落ち込み)の症状を示す疾患。

(自殺事案)

自殺事案は90件で、分類できなかった6件を除く84件すべてが気分・感情の障害(F3)であり、このうち70件がうつ病エピソードであった。

図2-2 業務負荷が認められる出来事の該当状況



- (注) 1. 精神疾患は286件(男178件、女108件)であるが、1つの事案に複数の業務負荷に該当すると判断された事案が含まれる場合はそれぞれを1件としてカウントしているため、総数(429件)とは一致しない。
 2. ()は、うち自殺事案の数。

業務負荷が認められる出来事の該当状況429件の主な内訳は、

- 『仕事の量』 98件 (22.8%)
- 『対人関係等』 81件 (18.9%)
- 『異常な出来事への遭遇』 79件 (18.4%)
- 『業務執行体制』 52件 (12.1%)

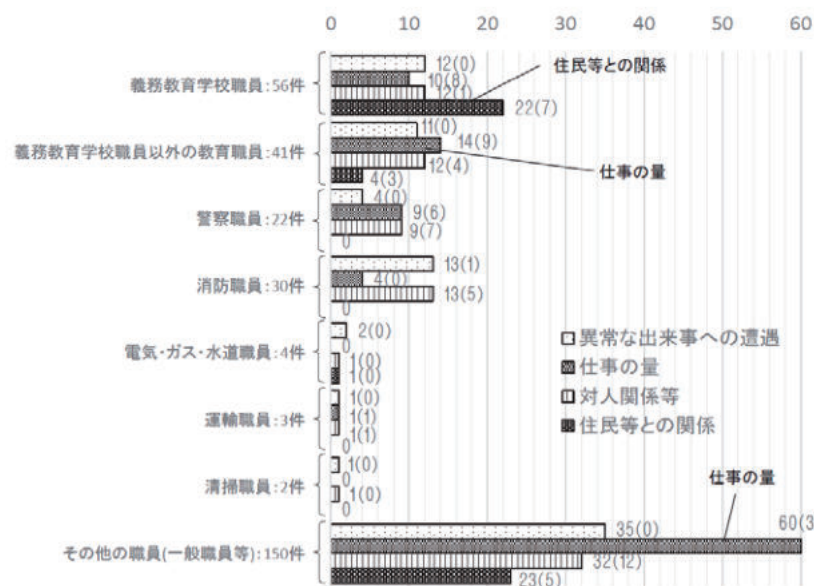
男女別でみると、男性290件のうち、『仕事の量』82件 (28.3%)、『対人関係等』53件 (18.3%)、女性139件のうち、『異常な出来事への遭遇』41件 (29.5%)、『住民等との関係』31件 (22.3%)が多くなっている。

(自殺事案)

自殺事案は171件で、主な内訳は、『仕事の量』55件 (32.2%)、『対人関係等』30件 (17.5%)、『業務執行体制』25件 (14.6%)となっている。

男女別でみると、男性は『仕事の量』が多く51件、女性は『住民等との関係』が多く5件となっている。

図2-3 職員区分別×業務負荷が認められる出来事の該当状況



業務負荷が認められる出来事の該当状況308件について、職員区分別にクロス集計すると、それぞれ最も多いのは、

- 義務教育学校職員 → 『住民等との関係』 56件中22件 (39.3%)
- 義務教育学校職員以外の教育職員 → 『仕事の量』 41件中14件 (34.1%)
- 警察職員 → 『仕事の量』、『対人関係等』 22件中各9件 (40.9%)
- 消防職員 → 『異常な出来事への遭遇』、『対人関係等』 30件中各13件 (43.3%)
- その他の職員(一般職員等) → 『仕事の量』 150件中60件 (40.0%)

であった。

- (注) 1. 精神疾患は286件であるが、1つの事案に複数の業務負荷に該当すると判断された事案が含まれる場合はそれぞれを1件としてカウントしているため、出来事数(308件)とは一致しない。
 2. 業務負荷が認められる出来事のうち、主な4項目のみを抽出して記載している。
 3. ()は、うち自殺事案の数。

地方公務員健康状況等の現況の概要

【調査対象期間】 令和3年4月1日～令和4年3月31日（令和3年度）

【調査事項】 I 健康診断等の実施状況に関する調査
II 定期健康診断等の結果に関する調査
III 長期病休者の状況に関する調査
IV 在職職員の死亡状況に関する調査

【対象職員数】 約80万人（主に首長部局の一般職員の約62%に相当）

【調査対象団体】 351団体

○都道府県（47）＋指定都市（20）＝67団体

○特別区＝23団体

○市（A）：中核市・指定都市を除く県庁所在市・人口30万人以上の市＝73団体

○市（B）：人口5～10万人の市＝94団体

○町村：人口1～2万人の町村＝94団体

※市（B）及び町村については、毎年任意に都道府県ごとに2団体抽出。

※警察職員、消防職員及び教員は対象外。

一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会

今回調査（令和3年度）の概要

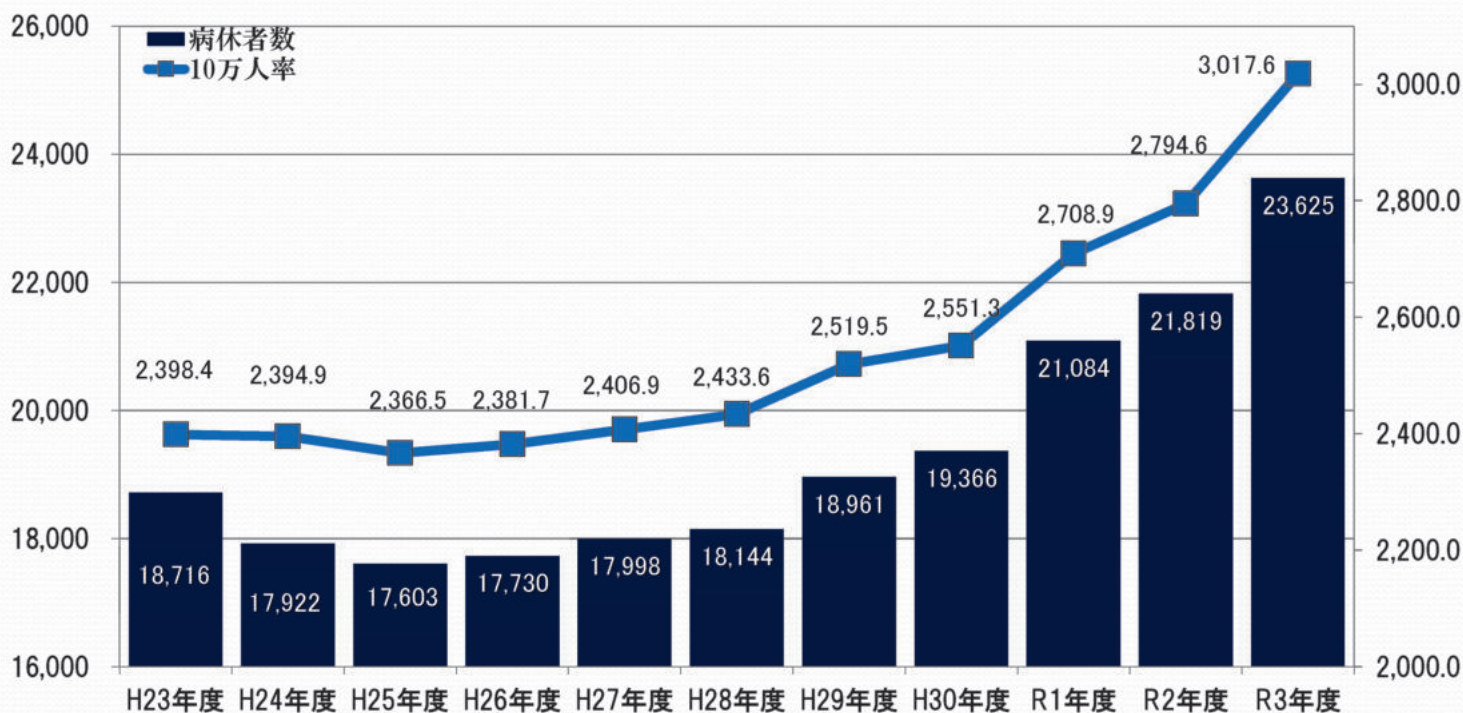
- 1 長期病休者（疾病等により休業30日以上又は1ヵ月以上の療養者）数（10万人率）は、3,017.6人であり、令和2年度より223.0人（7.39%）増加している。
- 2 「精神及び行動の障害」による長期病休者数（10万人率）は、1,903.3人であり、令和2年度より190.0人（9.98%）増加しており、10年前の約1.6倍、15年前の約2.0倍である。
- 3 「精神及び行動の障害」の長期病休者全体に占める割合は、63.1%であり、引き続き増加している。
- 4 在職死亡者数（10万人率）は、76.9人であり、過去10年間は100人以下で推移しており、近年は横ばいの傾向にある。
- 5 一般定期健康診断の有所見率は、80.3%であり、令和2年度より1.0%増加しており、近年は増加傾向にある。

一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会

長期病休者数(10万人率)の推移

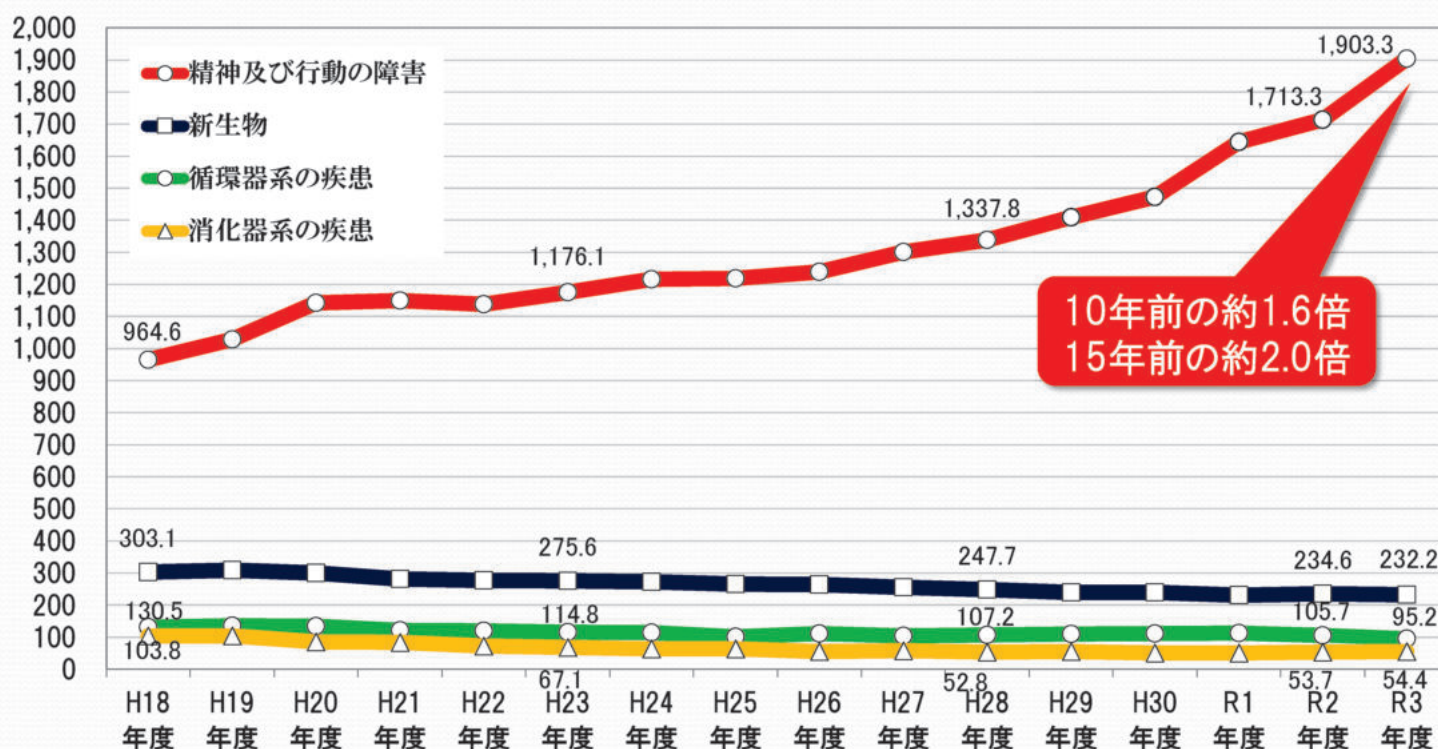
(長期病休者数(人))

(10万人率(人))



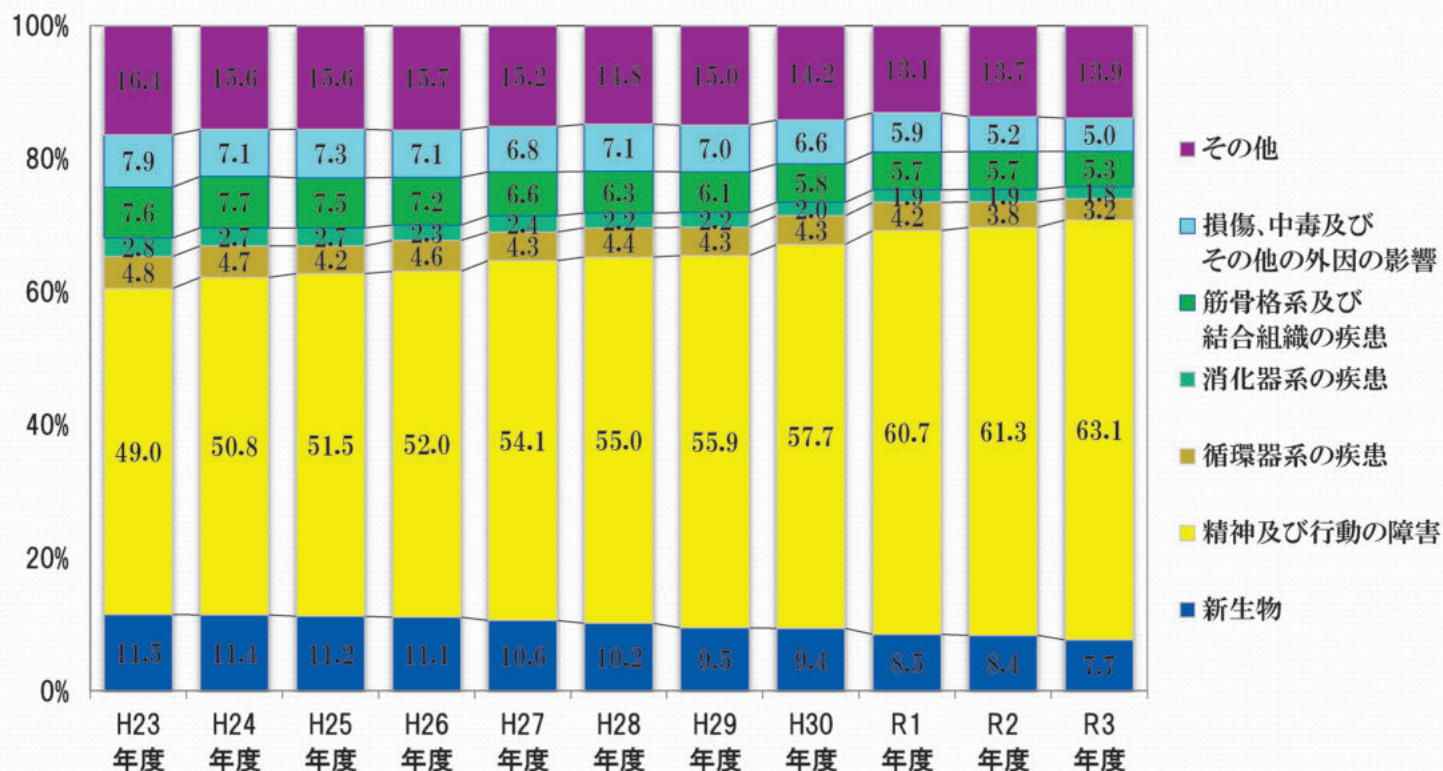
一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会

主な疾病分類別長期病休者率(10万人率)の推移



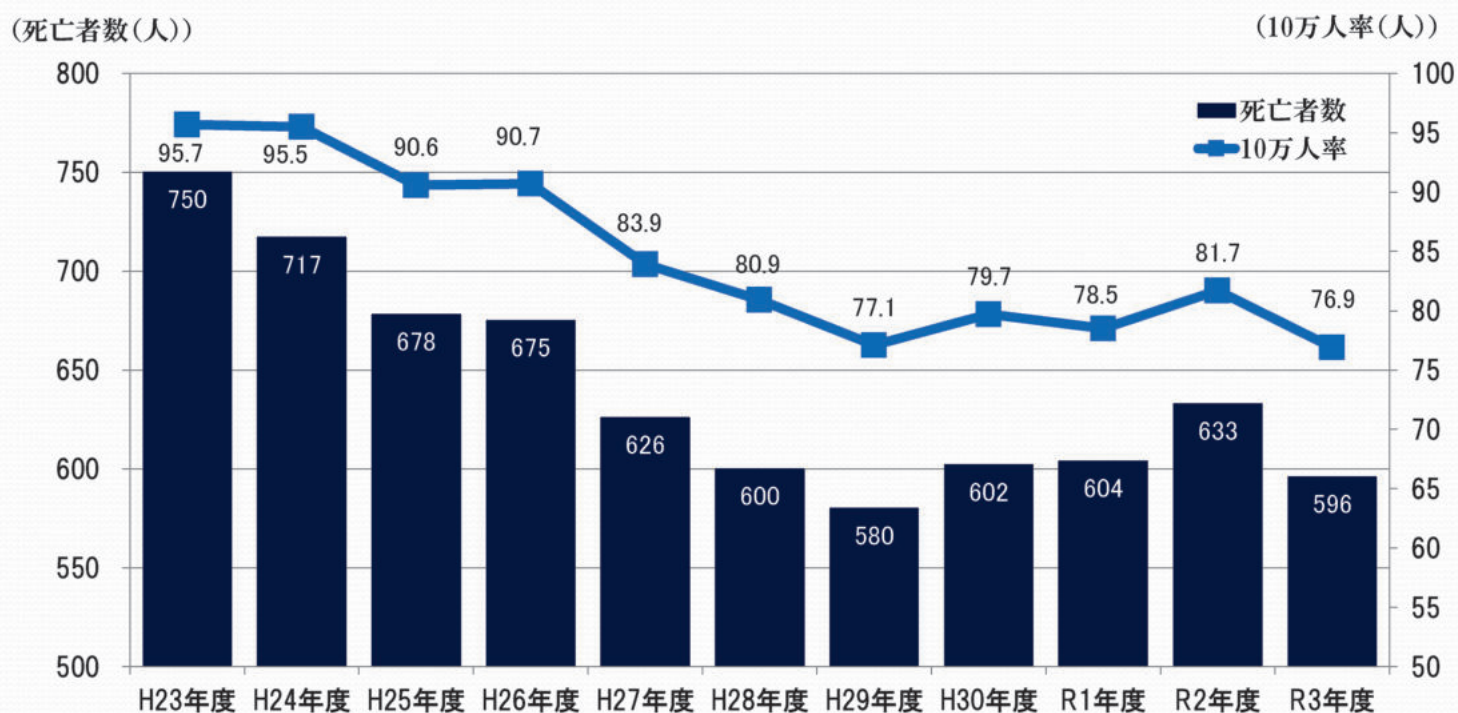
一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会

長期病休者の疾病分類別構成比の推移



一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会

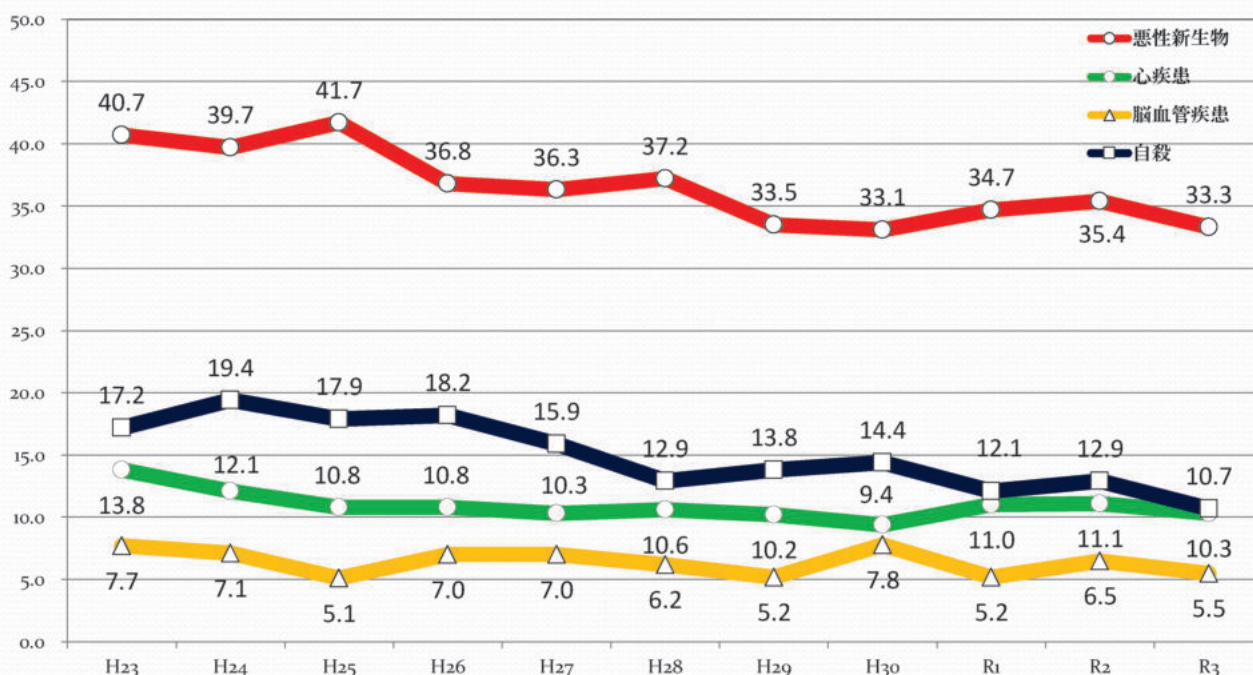
在職死亡者の推移



一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会

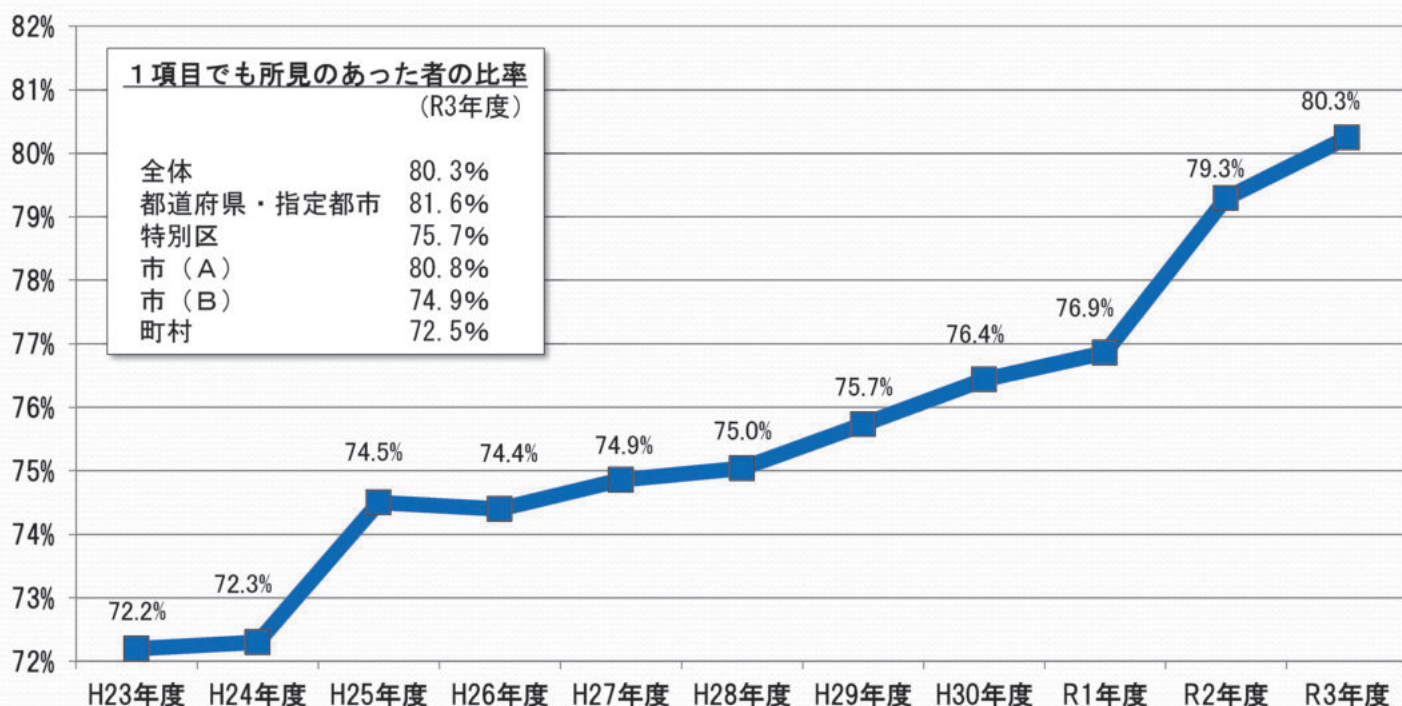
在職死亡率(10万人率)の推移(主な原因別)

(10万人率(人))



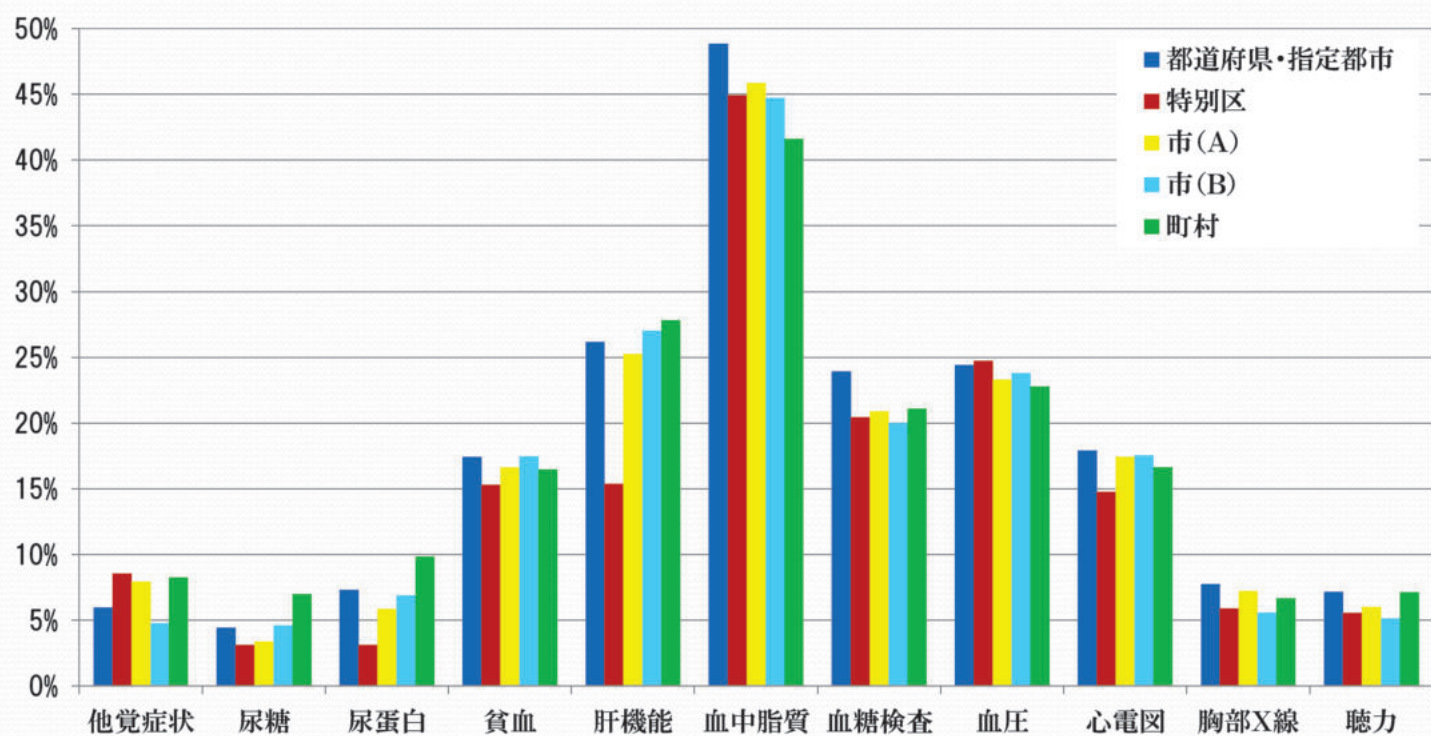
一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会

一般定期健康診断の有所見率の推移



一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会

一般定期健康診断の有所見率(主な検査項目別)



一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会